

カミヤタ 上矢田 河北郡英田郷に屬する部落。

カミヤタニ 紙屋谷 江沼郡山中川に添ふ

中川・上原・長谷田・土谷・塚谷の諸村をいふ。大聖寺藩主前田利明の時、延寶四年中田村の農五郎兵衛及び次郎右衛門を河北郡二保村に遣はして抄紙の法を學ばしめ、是等諸村の副業とした。因つてその地を紙屋谷五村といひ、その製造は藩から特別の保護を受け、且つ領外に搬出することを禁ぜられた。

カミヤチ 神谷内 河北郡小坂庄に屬する部落。

カミヤチハツケイ 神谷内八景 大地昌言の奚疑齋文録に、神谷内八詠として谷内神祠・山下村舎・松根古城・長井清流・湖澤朝霧・後壑夕照・驛亭暮雨・田家秋晴を選んで居る。神谷内は河北郡のそれである。

カミヤチヨウ 神谷町 金澤の舊町名。此の町は公儀町の裏にある今の谷町で、それを谷町といふのは神谷町の略したものであるといふ。蓋し藩士神谷守孝の邸地のあつた所であらう。

カミヤテ 紙屋出 羽咋郡西谷内の内の小字。

カミヤナガハル 神谷長治 横山長知の三男。神谷守孝の女婿となり、神谷式部と稱したが、慶長十年伯父因幡長秀の歿するに及んで、その遺知九千石を受け、後加祿一萬石に至つた。寛永六年守孝歿した時、遺知の内三百石を守孝の室(後海元院)の粧田とし、三千石を長治の子式部長昌に分かつて神谷丹波と號せしめた。然るに同二十年長治歿して、その遺知一萬石を長昌に繼がしめて横山氏と

し、長昌の三千石と神谷丹波の名とを弟大藏隆正に襲がしめたが、隆正は早世して家途に断えた。

カミヤハチザエモン 紙屋八左衛門 寛永十三年淺野屋次郎兵衛に代つて銀座を命ぜられ、承應年中病死した。その子武兵衛は八左衛門の後を受け、寛文六年十二月廿九日まで銀座を勤め、延寶八年十一月十九日病死し、その子又兵衛は、寛文七年武兵衛の代りに銀座を命ぜられ、元祿五年二月十二日病死した。

カミヤハチザエモン 神谷八左衛門 諱は正盈。能美郡小松の人で、算者である。文化頃の人かといはれる。その門下に中屋治平があつた。

カミヤマ 上山 鳳至郡七浦庄に屬する黒杉・新保・上・雜座・池田・小町を、明治中に併合して上山と稱した。

カミヤマ 上山 珠洲郡若山庄に屬する部落。

カミヤマダ 上山田 河北郡英田郷に屬する部落。

カミヤマダジヨウ 上山田城 河北郡上山田に在つて、廣瀬伊賀守の居た所といふ。伊賀守は天正四年下間刑部卿法眼に宛てた訴状中の廣瀬伊賀守貞治であらう。

カミヤモトヤス 神谷元易 通稱治部。初諱は之尙、後守勝。或は守易に作るものは誤である。實は中川大隅光忠の子で、叔母の夫

神谷守孝の後を承けたもの。寛永七年十一月廿八日祿三千石を給せられ、十六年大聖寺分封の際前田利治に附家老になつた。妻は宇喜多秀家の女を前田利政が養うたもので、名は加那。元易は明暦三年七月廿九日大聖寺に歿

した。

カミヤモリタカ 神谷守孝 幼名左介、後左近。尾張の人。父は太郎左衛門。天正の末前田利家に仕へて近侍となつた。初め千二百石を賜はり、後に増して九千石となり、文祿四年三月侍濃守に任せられ、公の薨後剃髮して高野山に詣り、その墳墓を營んで歸つた。守孝又利常に従つて大坂の役に出陣し、三千石を加へられ、累計一萬二千石に至り、人持組頭となり、寛永五年丹波守と稱し、翌年六月三日歿した。

カミヤモリチカ 神谷守周 初名太郎助、後藏人。諱は守周。正徳三年父内膳守應の故を以て大聖寺に謹慎したが、享保元年正月金澤に召され、家督を相続して加賀藩より千石を受け、享保二年父歿後その隠居知五百石を加賜。正徳五年寄合人持組に列し、御歩頭・御馬廻頭等に歴任して、明和四年六月十九日六十四歳を以て歿した。

カミヤモリマサ 神谷守應 大聖寺藩家老神谷内膳守政の子。寛文十一年二月十五日生。初名源藏・伊織外記。諱は守行・守應。元祿十二年新知三百石を受け、十四年七月廿五日父の隠居により、家老役に取立てられ、その知行三千石の中二千五百石を受けた。寶永二年十二月十日反對者村井主殿の策動により家老役を免ぜられ、大年寄となつて實務を離れ、更に正徳三年一藩の排斥する所となり、藩侯前田利章の歸國に隨從して、八月廿五日金澤に着するや、翌日加賀藩の命により留置通藩を命ぜられた。蓋し是より先守應は藩が諸士に貸附したる拜借金の返還を強要せしを以て、諸士の反對を招き、守應にして歸國せば

之に危言を企てんとしたるによるといふ。大いに加賀藩は大聖寺藩の老臣を召して諸士の鎮靜を命じ、守應に就いては正徳四年七月十九日に至りて赦免、享保元年正月隠居を命ぜられて加賀藩より五百石を受け、大聖寺に謹慎したるその子藏人守周に千石を興へて家督を相続せしめた。享保二年五月朔日守應歿する時年四十七。

カミヤモリマサ 神谷守政 諱は守政。通稱又助。治部・内膳・兵庫・また内膳。治部元易の子。寛永十一年金澤に生まれ、十六年父と共に大聖寺侯に仕へ、明暦三年十一月二日遺知三千石を受け家老に任じ、元祿十四年七月廿五日致仕して不得と稱し、隠居知五百石を受け、寶曆三年五月二日歿した。享年七十三。内膳藩主利治・利明利直三世に歴任し、政務を總攬し、土木産業の施設に最も功績が多かつた。昭和三年十一月十日正五位を贈られる。

カミユカハ 上湯川 鹿島郡北三郷之内中山郷に屬する部落。承久三年注進の能登岡田數目録に、湯河村とあるものは是である。上湯川に對する下湯川は、後に鶴浦となつたものであらう。

カミヨシダ 上吉田 羽咋郡南吉田の内の小字。

カミヨシタニ 上吉谷 能美郡山上郷に屬する部落。

カミヨシノ 上吉野 石川郡吉野の内の小字。

カミワスミ 神和佐 鳳至郡上町野郷に屬する部落。

カミワスミジヨウ 神和佐城 鳳至郡神和住に城址がある。能登名跡志に、『神和佐村近